



経理の窓 8月号

平成23年8月1日号

グリーンカーテンをよく見かけます。よく葉が生い茂って軒まで成長したもの、そうでないもの青々とした緑に癒やされます。厳しい残暑が続きます。お体をお大切にお過ごしください。

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

雇用促進税制が創設されました

国税庁のホームページに、『平成23年度法人税関係法令の改正の概要』が掲載されました。その中で、目玉となるのが、『雇用促進税制の創設』です。この税制は、青色申告書を提出する個人にも、特別税額控除の適用があります。

◆雇用促進税制の概要

青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度で、雇用保険の一般被保険者の数が前期末の雇用者の数に比べて5人以上、及び10%以上増加していることについて証明がされるなど一定の場合に該当するときは、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、当期の法人税額の10%相当額が限度となります。

◆雇用促進税制の中小企業特例

中小企業等は、一般被保険者の数が、前期末より2名以上増加した場合に雇用促進税制を適用することができます。

●適用要件 次の①から⑤の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。
- ② 基準雇用者数 \geq 5人 (中小企業等については2人)
基準雇用者数 = 当期末の雇用者の数 - 前期末の雇用者の数
- ③ 基準雇用者割合 \geq 10%
基準雇用者割合 = 基準雇用者数 \div 前期末の雇用者の数
- ④ 給与等支給額 \geq 比較給与等支給額
比較給与等支給額
= 前期の給与等の支給額 + (前期の給与等の支給額 \times 基準雇用者割合 \times 30%)
- ⑤ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っていること。

●税額控除限度額の計算

$$\text{税額控除限度額} = \text{基準雇用者数} \times 20\text{万円}$$

(当期の法人税税額の10%相当額を限度)

(中小企業等については、当期の法人税税額の20%相当額を限度)

《税額控除を受けるためのポイント》

- この制度の適用を受けるためには、公共職業安定所に雇用促進計画の提出を行い、都道府県労働局または公共職業安定所で、適用要件の①～③までの要件について確認を受け、その際交付される雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付する必要があります。
 - ・雇用促進計画は、平成23年8月1日から公共職業安定所で提出の受付が開始されます。雇用促進計画の提出に係る様式や手続き方法は、厚生労働省のホームページに掲載されています。
- 次の事業年度については、この制度の適用がないこととされています。
 - ・ 設立（合併による設立を除きます）の日を含む事業年度
 - ・ 解散（合併による解散を除きます）の日を含む事業年度
 - ・ 清算中の各事業年度

◆青色申告書を提出する個人で、雇用者の数が増加した場合の特別税額控除

青色申告書を提出する個人で、本年及び前年において離職者がいないことについて証明された者が、平成24年から平成26年の各年分のうち、基準雇用者数が5名以上（中小企業者については2名以上）及び基準雇用割合が10%以上であることにつき証明がされ、かつ給与等支給額が比較給与等支給額以上である年分において、一定の事業を行っている場合に適用されます。

$$\text{特別税額控除額} = 20\text{万円} \times \text{基準雇用者数}$$

その年分の所得税の10%相当額（中小企業者等は、20%相当額）を限度とする。

